

犬猫等健康安全計画の記載例

以下の例を参考に実行可能な内容を具体的に記載してください。

1 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備

※「幼齢の犬猫等」には、幼齢の犬猫のほか、繁殖の用に供する目的で使用する犬猫（母犬・母猫等）も含まれます。

① 事業者における幼齢の犬猫の管理体制

- ・幼齢の犬猫等の管理について担当する職員がおり、その健康状態について毎日〇回確認を行う。
 - ・健康状態を記録するための個体ごとの台帳（データベース）を用意し、管理担当で共有する。
- ※具体的な管理状況について、数値をもって記載するようにしてください。

② 獣医師等との連携

- ・〇〇動物病院を、かかりつけの獣医師としている（〇〇動物病院と、診療契約を締結している。）。
 - ・専属の獣医師を雇用（契約）しており、当該獣医師が週〇回診察・健康診断を行う。
- ※具体的な動物病院名等を記載してください。

2 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い

① 譲渡先・飼養施設等の確保

- ・専用の飼養スペースを設けている。
- ・従業員及びその関係者等の譲渡先を確保している。
- ・（系列店舗、近隣のペットショップと協力して）別に譲渡会を開催する。
- ・愛護団体（〇〇）と協力して譲渡先を探す。

② 需給調整等

- ・系列店舗と連携する
- ・近隣〇〇ペットショップと連携する。
- ・売れ残った犬猫が出た場合には、仕入れ数（繁殖数）を調整する。

3 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖、展示方法

① 飼養・保管方法

- ・生後 56 日（56 日以上は任意）までの間は親兄弟等と飼養し、離乳等を終えた動物を販売に供する。
- ・疾病に罹患した場合には、個体毎に隔離し、獣医師の診療を受ける。
- ・1 日 1 回以上清掃、週〇回以上消毒を行う。
- ・施設基準に合致した運動スペースで、3 時間以上自由に運動させる。
- ・獣医師が判断する適切な時期にワクチン接種を行う。
- ・（あらかじめマイクロチップ等を装着して販売する場合には）マイクロチップ装着の目的及び公的な性格を有する団体等へ所有者情報の登録・更新の方法について購入者に説明する。

② 繁殖方法 ※繁殖を行う場合のみ記載する

- ・犬：雌の生涯出産回数は 6 回まで、交配時の年齢は 6 歳以下とする（7 歳に達した時点で生涯出産回数が 6 回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は 7 歳以下とする）。
- ・猫：雌の生涯出産回数は 10 回まで、交配時の年齢は 6 歳以下とする（7 歳に達した時点で生涯出産回数が 10 回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は 7 歳以下とする）。
- ・繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師の診療を受けさせる。
- ・帝王切開を行う場合は獣医師に行わせ、出生証明書並びに母体の状態と今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受ける。
- ・遺伝性疾患等の問題を生じさせる可能性の高い組合せによる繁殖は行わない。
- ・出産後、一定期間経過後に幼齢個体について獣医師の診察を受ける。

③ 展示方法 ※展示を行う場合のみ記載する

- ・夜 8 時～朝 8 時まで（これより長い時間設定は任意）の展示は行わない。
- ・6 時間（これより短い時間は任意）以上連続した展示は行わない。展示時間中も適宜休憩させる。
- ・毎日健康状態を確認し、異常が認められた場合には展示を行わない。
- ・顧客に対し、ケージ等をたたかない、大きな声を出さない等の注意喚起を行う。